

第32回 個性づくりテーマ展示

年金について ～遺族年金を中心に～

展示期間 8月27日～10月27日

展示場所 南台図書館2階 展示コーナー

日本年金機構と厚生労働省が11月を「ねんきん月間」と定め、期間中は全国各地で年金事務所職員などによる出張年金相談が、毎年行われています。また、国民ひとりひとりが年金記録や公的年金の受給見込み額を確認することを目的として、平成26年度より11月30日が「年金の日」と制定されました。今回は、年金の中でも『遺族年金』を取り上げ、関係資料を紹介します。

中野区立南台図書館

03-3380-2661

NAKANO CITY CERTIFIED TOURISM RESOURCES



中野区認定観光資源
2014

年金について

公的年金とは、自分や家族が加齢、障害、死亡など、さまざまな要因で働けなくなり生活が困難になった時に所得を保障する仕組みです。あらかじめ保険料を納めることで、給付を受けることができる社会保険です。

公的年金制度は、予測することができない将来のリスクに対して、社会全体であらかじめ備え、生涯を通じた保障を実現するためのものです。



遺族年金

公的年金制度には様々な種類がありますが、今回はその中でも遺族年金について説明します。一家の大黒柱が亡くなってしまったときに残された遺族が受け取ることができる制度が遺族年金です。遺族年金には国民年金に加入していた時に支給される遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金、厚生年金に加入していた時に支給される遺族厚生年金があります。

遺族基礎年金

遺族基礎年金とは、国民年金の被保険者の方が亡くなった時に要件に該当する場合に支給されるものです。受給者は、その方によって生計を維持されていた配偶者または子に遺族基礎年金が支給されます。

国民年金(遺族基礎年金)	
支給要件	★ 被保険者または老齢基礎年金の資格期間を満たした者が死亡したとき。(ただし、死亡した者について、保険料納付済期間(保険料免除期間を含む。)が加入期間の3分の2以上あること。)
	※ ただし平成38年4月1日前の場合は死亡日に65歳未満であれば、死亡日の属する月の前々月までの1年間の保険料を納付しなければならない期間のうちに、保険料の滞納がなければ受けられます。
対象者	★死亡した者によって生計を維持されていた、 (1)子のある配偶者 (2)子 子とは次の者に限ります 18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子 20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子
年金額 (平成28年4月分から)	780,100円+子の加算 子の加算 第1子・第2子 各 224,500円 第3子以降 各 74,800円 (注)子が遺族基礎年金を受給する場合の加算は第2子以降について行い、 子1人あたりの年金額は、上記による年金額を子供の数で除した額。

出典 日本年金機構

遺族厚生年金

遺族厚生年金とは、厚生年金の被保険者の方が亡くなった時に要件に該当する場合に支給されるものです。遺族基礎年金と違い妻子だけでなく、その方によって生計を維持されていた遺族の配偶者または子、父母、孫、祖父母に遺族厚生年金が支給されます。

厚生年金保険(遺族厚生年金)	
支給要件	<ol style="list-style-type: none">1. 被保険者が死亡したとき、または被保険者期間中の傷病がもとで初診の日から5年以内に死亡したとき。 (ただし、遺族基礎年金と同様、死亡した者について、保険料納付済期間(保険料免除期間を含む。)が国民年金加入期間の3分の2以上あること。) ※ただし平成38年4月1日前の場合は死亡日に65歳未満であれば、死亡日の属する月の前々月までの1年間の保険料を納付しなければならない期間のうちに、保険料の滞納がなければ受けられます。2. 老齢厚生年金の資格期間を満たした者が死亡したとき。3. 1級・2級の障害厚生(共済)年金を受けられる者が死亡したとき。
対象者	死亡した者によって生計を維持されていた、妻、子、孫 (18歳到達年度の年度末を経過していない者または20歳未満で障害年金の障害等級1・2級の者) 55歳以上の夫、父母、祖父母(支給開始は60歳から。ただし、夫は遺族基礎年金を受給中の場合に限り、遺族厚生年金も合わせて受給できる。) ※子のある配偶者、子(子とは18歳到達年度の年度末を経過していない者または20歳未満で障害年金の障害等級1・2級の障害者に限ります)は、遺族基礎年金も併せて受けられます。

出典 日本年金機構

寡婦年金

寡婦年金とは、国民年金の第1号被保険者としての加入期間が25年以上ある夫が亡くなった時に65歳未満の妻に対して支給されるものです。保険料が掛け捨てになるのを防ぐとともに、老後の初期の生活を支えることを目的として、一定期間以上継続して婚姻関係にあった妻に対して、妻が60歳～65歳に達するまで支給されます。



死亡一時金

死亡一時金とは、国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けることなく亡くなった時に、保険料の掛け捨て防止のため、その方と生計を同じくしていた遺族(配偶者、子、父、母、孫、祖父母、兄弟姉妹)に支給されるものです。

参考文献：『公的年金ガイドブック 2015年版』原加奈子／著 金融財政事情研究会

参考HP：『厚生労働省』『日本年金機構』

展示資料の紹介

本書は公的年金の基本的かつ主要な知識が身につくように解説してある入門書です。公的年金制度の目的や体系、国民年金や厚生年金保険の仕組み、老齢年金、遺族給付、障害給付などの基本的事項がわかりやすく説明してあります。

社会全体で助け合う仕組みの社会保障制度である公的年金について正しく理解する手助けにもなり、障害や死亡など万一の場合にも備えてあらかじめ必要な知識を得るためにもおすすめの一冊です。



公的年金ガイドブック 2015年度版
原 佳奈子 著 金融財政事情研究会 2015年
364.6 ハ



遺族年金受給までの流れが4つの事例で紹介され、読みやすく解説されています。それぞれの場合で、年金事務所に提出する書類も違っていることや、難しい年金請求書の書き方もモデルケースの登場人物が会話形式で説明しており、初心者でも分かりやすい内容の図書です。巻末には「資料」として、遺族年金請求書類の各様式がまとめられています。



鈴木さんちの遺族年金物語
宇代 謙治 ほか共著 日本法令 2015年
364.6 ス



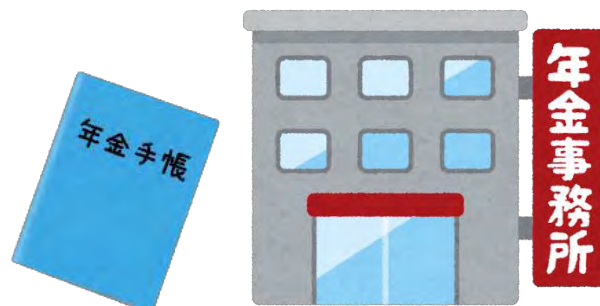


遺族年金図書リスト



書名	著者	出版社	出版年	請求記号
年金相談マニュアル 2016	原 令子/著	日本法令	2016	364.6 ハ 16
身内がなくなったあとの「手続き」と「相続」	岡 信太郎/監修 他	三笠書房	2016	324.7 ミ
もう困らない！老後のお金	横山 光昭/監修	宝島社	2016	591 モ
よくわかる年金制度のあらまし 平成 28 年度版		サンライフ企画	2016	364.6 ヨ 16
あなたの年金 2016～2017	椎野 登貴子/著 他	ブティック社	2016	364.6 シ 16
大切な人がなくなった後の手続き完全ガイド	佐藤 正明/著	高橋書店	2016	385.6 サ
日本の公的年金の話	本間 初一/著	日本法令	2016	364.6 ホ
遺族年金基礎講座	田島 ひとみ/著	日本法令	2013	364.6 タ
図解わかる年金 2016～2017 年版	中尾 幸村/著 他	新星出版社	2016	364.6 ナ 16
鈴木さんちの遺族年金物語	宇代 謙治/ほか 共著	日本法令	2015	364.6 ス
国民年金ハンドブック 平成 28 年度版		社会保険研究所	2016	364.6 コ 16

リストに載っていない資料もありますので、棚をご覧ください



遺族年金について調べてみよう

年金についてより知識を深めたい方のために、ここでは、年金についての資料・情報の調べ方を紹介します。

1. 情報検索のキーワード

年金について調べる際に幾つかのキーワードがあります。これらを使うことで、より効率的な調べ方ができます。

年金/国民年金/公的年金/個人年金/国民年金法/遺族年金/遺族給付/遺族基礎年金
寡婦年金/死亡一時金/厚生年金/遺族厚生年金/世代間扶養/少子高齢化/社会保険庁

2. 基本的な情報を調べる

イ. 用語・データを調べる

資料情報	請求記号	所蔵館
世界大百科事典 平凡社 2007年(便覧のみ 2009年)	031 セ 34	南台図書館
現代用語の基礎知識 2016 自由国民社 2016年	R031 ゲ 16(中央) 031 ゲ 16(野方)	中央図書館(館内閲覧のみ) 野方図書館
社会保障便利事典 平成28年版 週刊社会保障編集部編 法研 2016年	364 シ 14	南台図書館

ロ. テーマの棚を調べる

分類記号	分野	分類記号	分野	分類記号	分野
364.6	年金	324.7	相続法	591	家庭経済

ハ. 年金に関する図書を調べる

資料情報	請求記号	所蔵館
よくわかる年金制度のあらまし 平成28年度版	364.6 ヨ 16	南台図書館
あなたの年金 2016～2017	364.6 シ 16	南台図書館
国民年金ハンドブック 平成28年度版	364.6 コ 16	南台図書館

★中野区立図書館の資料を探す

・図書館内の「館内利用者用検索機」(OPAC)

→<https://www3.city.tokyo-nakano.lg.jp/tosho/index.asp>

★東京都内公立図書館で所蔵されている図書を探す

⇒東京都立図書館ホームページから入ります→<http://www.library.metro.tokyo.jp/>

★雑誌・新聞を探す

原紙(朝日・毎日・読売・産経・東京・日経)→南台図書館 1階新聞コーナーにあります。

毎日新聞縮刷版→南台図書館 1階カウンター横にあります。

3. 関連機関のご案内

● 日本年金機構

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3-5-24 <http://www.nenkin.go.jp/>

受付窓口 電話による相談(ねんきんダイヤル)

TEL: 0570-05-1165 (ナビダイヤル)

TEL: 03-6700-1165 (05または070から始まる電話の場合)

*ねんきんネットサービス(要登録申請)の利用は上記のサイトからとなります。

● 厚生労働省

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 第5号館

TEL: 03-5253-1111

<http://www.mhlw.go.jp/> →サイト内の【年金】日本年金機構関係をクリック

● 中野年金事務所

〒164-0001 東京都中野区中野 2-4-25 TEL: 03-3380-6111

月～金曜日(祝日・年末を除く) 午前8:30～午後5:00

年金相談の予約は、相談希望日1か月前から電話又は年金相談窓口で受け付けています。また年金相談の際は、年金証書、振込通知書、年金手帳や被保険者証といった本人確認ができる書類をご持参ください。

(代理人の方の場合、委任状が必要なことがあります。事前にご確認ください。)

● 年金積立金管理運用独立行政法人

〒100-8985 港区虎ノ門 1-23-1 虎ノ門ヒルズ森タワー 7階

TEL: 03-3502-2480 (代表) <http://www.gpif.go.jp/>

☆中野区公式 HP から確認できます

→<http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/>

南台図書館からのお知らせ

スペシャルおはなし会

9月17日(土)

午後2時～午後2時30分

内容: エプロンシアターなど

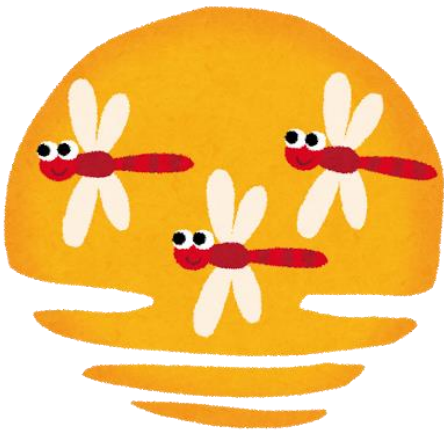
いつもと違ったおはなし会だよ。
楽しみに待っててね!

秋のおたのしみ袋

10月8日(土) 9日(日) 10日(祝)

午前9時～午後8時

秋もやります!
好きなテーマの袋を選んでね♪



南台図書館は蔵書点検のため

10月18日(火)～20日(木) まで休館します。

蔵書点検では、当館所蔵の図書や視聴覚資料の登録データと実物のデータに違いがないか、1点ずつ照らし合わせる作業を行います。また同時に、書架の清掃や調整なども行います。

この期間中は、通常のサービスは利用出来ませんが、ブックポストへの図書の返却は可能です。(視聴覚資料や、他の自治体から借用した資料のブックポストへの返却はできません。)

上高田図書館も同時期に休館します。南台、上高田以外の地域図書館 5 館と、中央図書館は通常通り開館しておりますので、そちらをご利用下さい。

利用者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。